

## 船舶事故調査報告書

令和4年6月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚														
発生日時	令和3年4月9日 15時00分ごろ～10日 15時10分ごろの間														
発生場所	高知県中土佐町矢田部崎の岩場 上ノ加江港防波堤灯台から真方位148° 1.52海里（M）付近 （概位 北緯33° 15.4′ 東経133° 15.8′）														
事故の概要	漁船喜代丸は、操業を終えて帰航中、岩場に乗り揚げた。 喜代丸は、操縦者が死亡し、船体に擦過傷等を生じた。														
事故調査の経過	令和3年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が死亡したため、行わなかった。														
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 喜代丸、0.1トン KO3-19678（漁船登録番号）、個人所有 3.33m（Lr）×1.30m×0.20m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、昭和60年5月18日														
乗組員等に関する情報	操縦者 88歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 令和3年3月28日をもって失効していた。														
死傷者等	死亡 1人（操縦者）														
損傷	船体に擦過傷等（全損）														
気象・海象  気象：天気 晴れ、視界 良好 本船発見場所北北西方約7.8Mに位置する須崎地域気象観測所における4月9日15時から10日16時までの気象観測値は、次のとおりであった。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (日時)</th> <th colspan="2">10分間平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9日15時</td> <td>南南東</td> <td>3.3</td> <td>南東</td> <td>5.6</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (日時)	10分間平均		最大瞬間		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	9日15時	南南東	3.3	南東	5.6
時刻 (日時)	10分間平均		最大瞬間												
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)											
9日15時	南南東	3.3	南東	5.6											

9日16時	南南東	3.0	南東	5.1
9日17時	南東	2.7	南南東	4.4
9日18時	南南東	1.8	南南東	3.7
9日19時	北北西	1.4	北北西	2.3
9日20時	北西	2.2	北西	4.1
9日21時	北北西	1.5	北北西	4.0
9日22時	西北西	2.0	北西	3.9
9日23時	北西	2.5	西北西	4.0
9日24時	北北西	2.6	北西	3.8
10日01時	北西	2.0	北西	3.5
10日02時	北西	2.3	西北西	4.0
10日03時	西北西	1.6	北西	3.0
10日04時	西北西	2.9	西北西	4.8
10日05時	北西	3.2	西北西	5.0
10日06時	北西	2.9	北西	4.6
10日07時	北西	2.8	北西	4.9
10日08時	北西	2.7	北西	4.3
10日09時	南西	0.9	南	2.4
10日10時	南南東	3.0	南	4.8
10日11時	南南東	3.6	南	5.6
10日12時	南南東	3.7	南南東	5.8
10日13時	南南東	3.8	南南東	6.2
10日14時	南南東	4.3	南南東	7.0
10日15時	南南東	4.0	南南東	6.8

気象庁の沿岸波浪実況図によると、4月9日21時及び10日09時の高知県沿岸における波向、周期及び有義波高の推定値は、次のとおりであった。

時刻 (時分)	波向	周期 (s)	有義波高 (m)
9日21時	東	11	1.2
10日09時	北	6	1.6

気象庁の日別海面水温による解析値によると、海面水温は約19℃であった。

#### 事故の経過

本船は、令和3年4月9日15時ごろ、操縦者が1人で乗り組み、いせえび刺し網漁の投網を行う目的で、中土佐町<sup>やいが</sup>矢井賀漁港（以下「本件漁港」という。）を出港するところを、操縦者が所属する漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）の組合員に目撃されていたが、その後、行方不明となった。

	<p>本件漁協の別の組合員は、ふだん投網を終えて帰港した後に網の手入れを行う操縦者の姿や、翌朝に本船が揚網のため再び出港するところを誰も見ていない事を、10日14時00分ごろ本件漁協関係者に伝えた。</p> <p>本件漁協関係者は、釣り筏<sup>いかだ</sup>へ客を送迎するために出航する漁船2隻に、それぞれ海岸などを確認しながら航行するように依頼していたところ、15時00分ごろ、矢田部埼沖に向かった漁船から、矢田部埼の岩場（以下「本件岩場」という。）に白っぽい船のようなものが見えたとの報告を受けた。</p> <p>本件漁協関係者は、漁船1隻に乗船して矢田部埼沖に向かい、15時10分ごろに本件岩場に漁船が乗り揚げていることを確認し、15時15分ごろに119番通報を行い、海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>海上保安庁等による捜索の結果、16時00分ごろ、本件岩場に乗り揚げていた漁船は本船であり、無人の状態であることが確認された。</p> <p>操縦者は、令和3年12月2日、本件岩場から北西方約0.7kmの山中で発見され、死亡が確認され、死因は不明であった。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 いせえび刺し網漁の漁船、写真2 本船発見場所 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のいせえび刺し網漁は、三枚網といわれる目の大きさが異なる三枚の網を重ね、上端に浮子<sup>あぼ</sup>、下端に沈子をつけた長さ約40m、高さ約1.5mの網を、水深約10m、底質が岩の岬の磯場などに投入するものであった。</p> <p>本件漁港を出港するいせえび刺し網漁は、14時に出港して投網を行った後、帰港し、翌日の早朝に揚網を行う取り決めとなっており、矢田部埼沖で投網する場合、出港から帰港までの所要時間は約40分であった。</p> <p>本件漁協組合員によると、矢田部埼の岬付近は、沖合に高い波<sup>はえ</sup>があり、その上をうねりが通ることで隆起した波が岬に当たり、折り返す際に高い波が発生する時があるとのことである。</p> <p>また、本件漁協関係者によると、本船の乾舷は目測で約40cmであり、本船発見の翌日である11日に、本船の漁場に残っていた刺し網を回収した際、本件発生場所付近の波高は、折り返しの波で50cm程度であった。</p> <p>操縦者は、ふだん胴長にオレンジ色の救命胴衣を着用しており、携帯電話は所持していなかった。また、体調不良などは訴えておらず、腰が曲がるなどしていたが、操業を行うに当たって支障はなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明</p> <p>本船は、9日15時00分ごろに矢井賀漁港を出港し、10日15時10分ごろまでの間に、本船の漁場に刺し網が残っていたことから、投網を終えた後、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>風向及び風速が9日から10日とほぼ同じ状況であった11日に、本船の漁場に残っていた刺し網を本件漁協関係者が回収した際、本件発生場所付近の波高は、折り返しの波で50cm程度であり、本船の乾舷は目測で約40cmであったことから、波の影響により、操縦者が落水又は本船が乗り揚げた可能性が考えられるが、目撃者がおらず、また、操縦者が死亡していることから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者の死因は、不明であった。</p> <p>なお、本事故発生場所と操縦者が発見された場所との位置関係から、操縦者は、本事故の後、救助を求めて海岸沿いを歩いて移動した可能性が考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、投網を終えた後、本件岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の操縦者は、防水型もしくは防水パックに入れた携帯電話をチャック付きのポケットに入れたりネックストラップを利用して身につけたりすることにより、緊急時の連絡手段を確保し、不測の事態があれば、警察、消防、又は海上保安庁に捜索救助を依頼すること。</li> <li>・ 小型船舶の操縦者は、受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、適正に更新手続を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

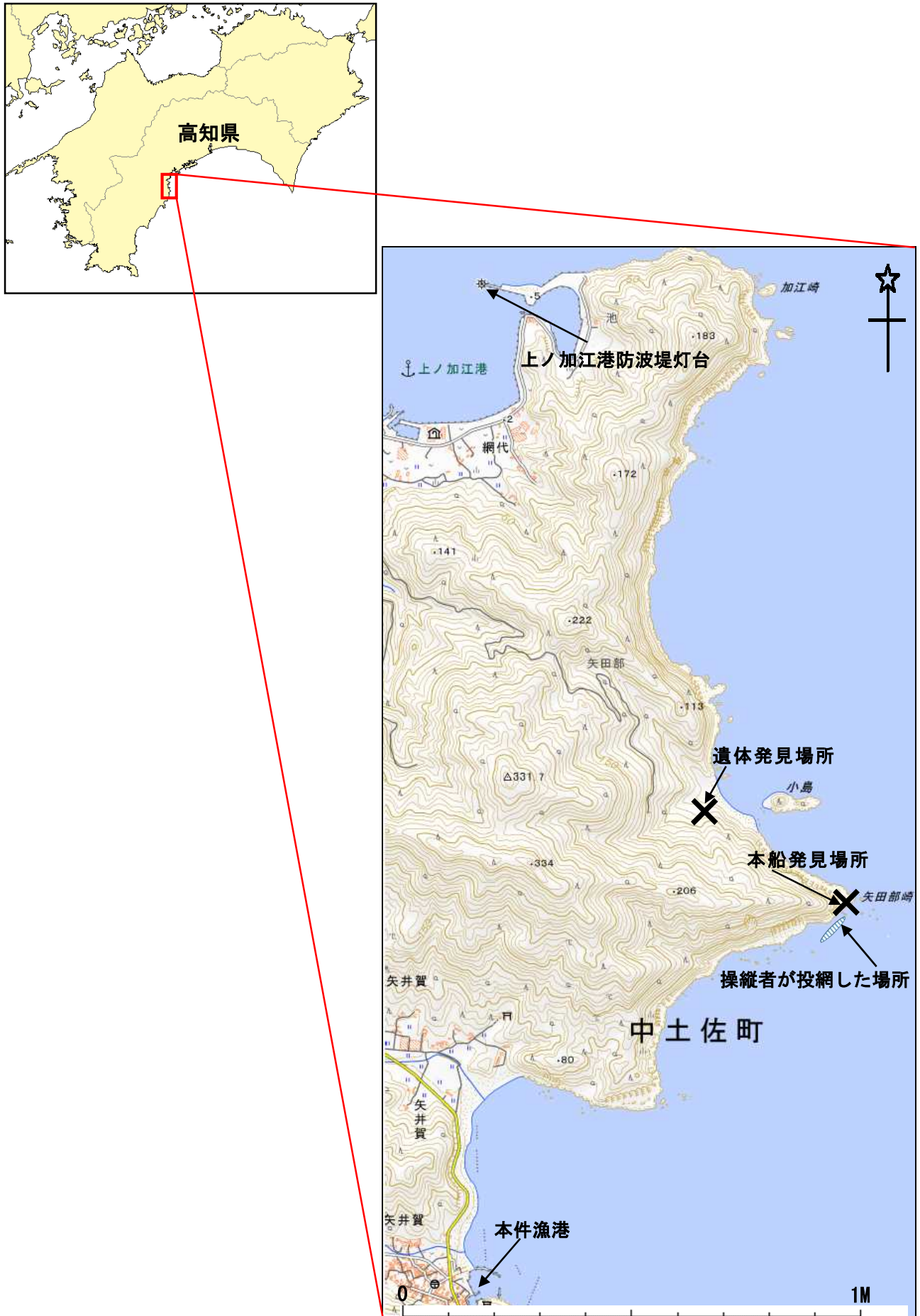


写真1 いせえび刺し網漁の漁船



写真2 本船発見場所

